のである」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号中「第三十九条の五第二十五項」を「第三十九条の五第二十三項」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号中「ものである」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号中「第十八項」を「第十七項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十六号中「買い取つたものである」を「買い取つた」に、「第三十九条の五第二十八項」を「第三十九条の五第二十六項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号イ中「ものである」を削り、同号ロ中「第三十九条の五第二十九項各号」を「第三十九条の五第二十七項各号」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十九号中「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号中「ものである」を削り、同号を同項第二十九号とし、同条第二項中「又はロのいずれか及びハ」を「からハまで」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三十九条の五第九項」を「第三十九条の五第七項」に改め、「土地」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第一項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九条の五第十一項第三号」を「第三十九条の五第九項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条の五第十二項第三号」を「第三十九条の五第十項第三号」に、「第三十九条の五第十二項に」を「第三十九条の五第十項に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十九条の五第十九項第一号イ⑵」を「第三十九条の五第十七項第一号イ⑵」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三十九条の五第十九項第一号イ⑶」を「第三十九条の五第十七項第一号イ⑶」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十九条の五第十九項第一号イ⑸」を「第三十九条の五第十七項第一号イ⑸」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第三十九条の五第十九項第一号ロ⑵」を「第三十九条の五第十七項第一号ロ⑵」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三十九条の五第十九項第一号ロ⑶」を「第三十九条の五第十七項第一号ロ⑶」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三十九条の五第十九項第一号ロ⑸」を「第三十九条の五第十七項第一号ロ⑸」に、「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第三十九条の五第十九項第二号ロ」を「第三十九条の五第十七項第二号ロ」に改め、同項第一号中「第十五項」を「第十四項」に、「第三十九条の五第二十項第二号イ⑵」を「第三十九条の五第十八項第二号イ⑵」に改め、同項第三号中「第十五項第三号」を「第十四項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第三十九条の五第十九項第二号ロ」を「第三十九条の五第十七項第二号ロ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第三十九条の五第十九項第二号ニ」を「第三十九条の五第十七項第二号ニ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第一号中「第三十九条の五第十九項第一号」を「第三十九条の五第十七項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の五第十九項第二号」を「第三十九条の五第十七項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第三十九条の五第二十二項」を「第三十九条の五第二十六項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第三十九条の五第二十四項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第三十九条の五第二十六項第五号」を「第三十九条の五第二十四項第五号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とする。

第二十二条の六第四項第四号イ中「書類又は」を「書類」に改め、「年月日を証する書類」の下に「又は福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき福島復興再生特別措置法第十七条の二十の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類」を加える。

第二十二条の七第一項中「第三十九条の七第七項に」を「第三十九条の七第五項に」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第七項第一号」を「第三十九条の七第五項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第七項第二号」を「第三十九条の七第五項第二号」に改め、同項第三号中「第三十九条の七第七項第三号」を「第三十九条の七第五項第三号」に改め、同項第四号中「第三十九条の七第七項第四号」を「第三十九条の七第五項第四号」に改め、同条第二項中「第三十九条の七第十四項第一号」を「第三十九条の七第十二項第一号」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第十四項」を「第三十九条の七第十二項」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第二十項」を「第三十九条の七第二十一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における」を削り、「第六十五条の七第五項」の下に「（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同号ロ中「第三十九条の七第五項」を「第三十九条の七第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類

二　表の第一号の下欄に掲げる資産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該取得（建設及び製作を含む。次項から第十項までにおいて同じ。）をした資産（第六項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ⑴において「特定区域」という。）

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ⑵において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　特定区域

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　市街化区域以外の地域